

鳴門教育大学就職委員会規程

平成16年 4月 1日

規程第 71号

改正 平成19年 3月 23日規程第38号
平成20年 3月 17日規程第30号
平成22年 3月 24日規程第48号
平成23年 3月 10日規程第10号
平成28年 2月 10日規程第13号
平成29年 3月 8日規程第55号
平成31年 3月 13日規程第49号
令和元年 11月 27日規程第97号
令和2年 3月 19日規程第35号
令和4年 3月 9日規程第22号
令和7年 9月 10日規程第44号
令和8年 2月 27日規程第12号
令和8年 3月 11日規程第50号

(設置)

第1条 鳴門教育大学の学生の就職指導等に関し、その円滑な実施を図るため、鳴門教育大学就職委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 心理臨床コース及びグローバル教育コースを担当する教員から各1人
- (3) 教科・総合系の各コースを担当する教員から各1人
- (4) 特別支援教育コース及び幼児教育コースを担当する教員から各1人
- (5) 教員養成特別コースを担当する教員から1人
- (6) 教務委員会委員から学長が指名する者 1人
- (7) 教員就職支援業務統括
- (8) 学生支援部学生課長
- (9) その他学長が必要と認めた者

2 委員会にオブザーバーを置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

(任期等)

第3条 前条第1項第2号から第5号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第6号及び第9号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充て、副委員長は、委員の互選によって

定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる全学的事項を審議する。

- (1) 就職についての方針に関する事項
- (2) 就職相談、指導、紹介、あっせんに関する事項
- (3) 就職先の開拓に関する事項
- (4) 就職活動の連絡調整に関する事項
- (5) 内部質保証に関する事項
- (6) その他就職に関する事項
(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生支援部学生課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項第2号の規定により最初に選出された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、2人の委員のうち学長が指名する1人の委員については、平成17年3月31日までとし、他の委員については、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、第2条第1項第2号から第5号の規定に基づき選出された委員のうち、概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、改正前の第2条第1項第2号から第5号までに規定する委員の任期は、平成31年3月31日までとする。
- 3 施行日において、第2条第1項第2号から第5号までの規定により選出された委員のうち、概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、令和元年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。